

報告第21号

損害賠償額の決定に関する

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、平成30年10月26日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

平成30年12月6日

品川区長 濱 野 健

損害賠償額の決定について

- 1 件 名 庁有車運行中に起きた塀等の破損事故
- 2 事故の概要 平成30年9月11日総務部人権啓発課の職員が運転する庁有車が、[REDACTED]の駐車場に駐車するため後進した際、安全確認を怠り、[REDACTED]の塀に接触したことから、その一部が倒壊し、隣接する[REDACTED]のエアコンの室外機等を破損した。
- 3 損害賠償額 および相手方 (1) 894,348円（修理費）
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- (2) 274,741円（修理費）
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]